

知床世界自然遺産地域管理計画目次案と見直しのポイント

候補地管理計画	遺産管理計画	見直しのポイント
1. はじめに	1. はじめに	
2. 目的	2. 目的	
3. 候補地の概要	3. 遺産地域の概要	
(1)位置	(1)位置	
(2)面積等	(2)面積等	
(3)総説	(3)総説	
(4)自然環境	(4)自然環境	
ア. 地形・地質	ア. 地形・地質	
イ. 気候	イ. 気候	
ウ. 流水	ウ. 流水	
エ. 植物	エ. 植物	
オ. 動物	オ. 動物	
(5)社会環境	(5)社会環境	
ア. 歴史	ア. 歴史	
イ. 利用状況	イ. 利用状況	
ウ. 一次産業	ウ. 一次産業	
エ. 土地所有形態	エ. 土地所有形態	
4. 管理の枠組み		
(1)基本方針		削除
(2)保護地域制度等の概要	(6)遺産地域の保護制度等	
ア. 原生自然環境保全地域	ア. 原生自然環境保全地域	
イ. 国立公園	イ. 国立公園	
ウ. 森林生態系保護地域	ウ. 森林生態系保護地域	
エ. 鳥獣保護区	エ. 鳥獣保護区	
オ. 国内希少野生動植物種	オ. 国内希少野生動植物種	
カ. 天然記念物	カ. 天然記念物	
キ. 水産資源の保護	キ. 水産資源の管理	
(3)管理体制		
ア. 基本的な考え方		4(2)ア. 及びイ. と統合
イ. 候補地の管理に係る関係行政機関の体制		5(5)とする
5. 管理の方策		
(1)基本方針	4. 管理の基本方針	
ア. 原始性の保持	(1)管理の目標	候補地管理計画の4(3)を統合し、科学的知見の活用、ボトムアップアプローチ(協働の推進などを含む)について記述する クライテリアの維持から派生する管理目標(原始性の保持など)と、目標達成のための管理の視点(順応的管理など)の区別を整理して記載する 地球規模の問題(温暖化、日露の連携など)にも配慮して管理をする旨、記載する
イ. 陸域及び海域の統合的管理	(2)管理にあたって必要な視点	
ウ. 核心地域、緩衝地域	ア. 地域との連携・協働	
エ. 一次産業との両立	イ. 順応的管理	
オ. 自然の適正な利用	ウ. 陸域及び海域の統合的管理	
	エ. 核心地域、緩衝地域の区分による管理	
	オ. 一次産業との両立	
	カ. レクリエーション利用との両立	
	キ. 広域的な視点による管理	
	5. 管理の方策	
(2)陸域の生態系及び自然景観の保全	(1)陸域の生態系及び自然景観の保全	
ア. 基本的な考え方	ア. 基本的な考え方	
イ. 野生動植物の保護管理	イ. 野生動植物の保護管理	植物部分を詳しく書き込む。 エゾシカ部分は、エゾシカ保護管理計画に記載してある旨追加する。

知床世界自然遺産地域管理計画目次案と見直しのポイント

候補地管理計画	遺産管理計画	見直しのポイント
ウ. 自然景観の保全	ウ. 自然景観の保全	
エ. 河川環境の保全		5(3)イ. に移動
オ. 外来種への対応	エ. 外来種への対応	
(3) 海域の保全	(2) 海域の保全	
ア. 基本的な考え方		海域管理計画に記載してある旨追加する。
イ. 水産資源の管理		
ウ. 海棲哺乳類・海鳥の保護		
エ. 海洋油汚染対策等		
	(3) 海域と陸域の相互関係の保全	
	ア. 基本的な考え方	河川工作物WGの成果等を踏まえて記載
	イ. 河川環境の保全	
	ウ. サケ類の資源管理	
(4) 自然の適正な利用	(4) 自然の適正な利用	
ア. 基本的な考え方	ア. 基本的な考え方	利用適正化基本計画、利用適正化検討会議、エコツーリズム推進計画、エコツーリズム推進協議会について追加 「自然解説者の育成」は「エコツーリズムの推進」に含める
イ. 主要利用形態毎の対応方針	イ. 利用の適正化	
ウ. 自然解説者の育成	ウ. エコツーリズムの推進	
エ. 主要施設の運営方針	エ. 主要利用形態毎の対応方針	
オ. 情報提供・普及啓発		
	(5) 遺産地域の管理に係る関係行政機関及び地元自治体の体制	
(5) 保全・管理事業の実施	(6) 保全・管理事業の実施	
ア. 関係行政機関等による巡視	ア. 関係行政機関等による巡視	
イ. 保全・管理事業の実施	イ. 保全・管理事業の実施	
	ウ. 知床世界遺産センターその他主要施設の運営方針	
(6) 調査研究・モニタリング	(7) 調査研究・モニタリング	
ア. 基本的な考え方		現在科学委員会で検討していることを反映させる
イ. 野生動植物		
ウ. 自然景観		
エ. 外来種		
オ. 海洋生態系等		
カ. 利用状況		
	(8) 気候変動の影響への対応	
	(9) 情報の共有と普及啓発	
6. 計画の実施その他事項	6. 計画の実施その他事項	
(1) 計画の実施等	(1) 計画の実施等	
(2) 地元自治体の取組	(2) 地元自治体の取組	
	(3) 資金	
7. おわりに	7. おわりに	
	付属資料(海域管理計画、エゾシカ保護管理計画)	

※目次案は本文の検討にあわせて随時変更していく

※赤字が候補地管理計画からの変更点